

岐阜県公報

第 三 千 三 号

平成三十年十二月四日

(火曜日)

目次

告 示

有害興行の指定 (私学振興・青少年課) 七四七
 道路の区域変更 (道路維持課) 七四八
 道路の供用開始 (同) 七四八
 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (身体障害者更生相談所) 七四八
 教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令 (教育管理課) 七四九

告 示

岐阜県告示第五百九十六号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成三十年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	田園日記 あそびで暮らそう	オーピー映画	オーピー映画
	アノノーブルファミリー 新妻なぶり	オーピー映画	オーピー映画
	ピンク・ゾーン2 淫乱と円盤	オーピー映画	オーピー映画
	大人の同級生 させ子と初恋	オーピー映画	オーピー映画
	肉体温泉宿 女将の発情	新東宝映画	新東宝映画

2 指定年月日

平成30年12月4日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
八幡水線	郡上市八幡町初音字向会津四〇七四番三地从先から	同市同町同字諸畑四一九一番一地从先まで	後	四・五 六・三	二六・五	
			前	六・二 一〇・〇	二六・五	

岐阜県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十二月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の期日	備考
			（メートル）		決定区域又は変更の日は告示の日

県道	石徹白線	郡上市白鳥町前谷字境棚一〇五番二九地先から	同市同町同字同〇五番一四五地先まで	二七・〇	平成三〇・三・四	平成二六・三・二
----	------	-----------------------	-------------------	------	----------	----------

岐阜県告示第五百九十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成三十年十二月四日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務	場所	指定年月日
腎臓内科	木村 敏樹	木村ファミリークリニック	各務原市鷺沼東町四一七八	平成三〇・二・二六
耳鼻咽喉科	高島 隆	岐阜県厚生農業協同組合連合会久美愛厚生病院	高山市中切町一	
循環器内科	森田 康弘	大垣市民病院	大垣市南類町四 八六	
内科	瀬古 章	クリニックラポール	揖斐郡大野町大字大野九二四一	
小児科	西村 正明	さくらこどもリハビリクリニック	可児市川台二七四九五六	
外科	田邊 裕	中津川市民病院	中津川市駒場一五二二	
外科	浅野 智成	中津川市民病院	中津川市駒場一五二二	
内科	堀江 直史	鷺見病院	郡上市白鳥町白鳥二一	
眼科	松高 恵	中津川市民病院	中津川市駒場一五二二	

第一章第一節中第三条の二の次に次の二条を加える。

(文書の正確性の確保)

第三条の三 前条第一項の規定による文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について、原則として複数の職員(当該打合せ等に出席した職員を含む。)の確認を受けた後、本庁にあつては文書取扱責任者(第六条に規定する文書取扱責任者をいう。以下この項において同じ。)(の、現地機関等にあつては文書取扱責任者又は主務課長(岐阜県立学校にあつては、学校長の指定する者。第三章において同じ。))の確認を受けるものとする。ただし、上司から文書の作成に関する指示があつた場合は、当該上司の確認を併せて受けるものとする。

2 前項の場合において、同項の文書に外部の者の発言等に係る部分が含まれるときは、当該打合せ等に出席した職員の確認を受けた後、可能な限り、当該外部の者の確認を受けるものとする。

(文書の不適正な取扱いの禁止)

第三条の四 職員は、文書を偽造し、変造し、若しくは改ざんし、虚偽の文書を作成し、又は文書を毀棄してはならない。

第四条の見出し中「教育総務課長」を「教育管理課長」に改め、同条第一項中「教育委員会事務局教育総務課長」を「教育委員会事務局教育管理課長」に、「教育総務課長」を「教育管理課長」に改め、同条第二項中「教育総務課長」を「教育管理課長」に改める。

第七条第一項第二号イを次のように改める。

イ 告示 法令等の委任を受けて定めるもので一般に公表を要するもの(前号に掲げる文書を除く。)、法令等の規定に基づき告示すべき事項とされたもの、行政処分で一般に公表を要すると認められるものその他これらに類するもの

第七条第二項を削る。

第八条第一項第一号中「岐阜県教育委員会事務局教育総務課」を「岐阜県教育委員会事務局教育管理課」に、「教育総務課」を「教育管理課」に改め、同条第二項中「毎年」を「毎年」に改める。

第十条の三の見出し中「により」を「を」に改め、同条第三項中「必要な場合に限り」を削り、「出力し」を「出力した場合は」に改め、「第十条の下に」規定の「を加え、「ことがでる」を削る。

第十二条第三号中「教育総務課長」を「教育管理課長」に改める。

第十八条の見出しを「法規文書の審査等」に改め、同条第一項を次のように改める。

規則及び訓令甲の制定又は改廃に関する事項に係る起案文書は、関係者の決裁を受けた後、教育管理課長の審査を経て、法務・情報公開課長に回議しなければならない。第十八条第二項中「公示文書その他岐阜県公報に掲載を要する」を「岐阜県公報に掲載する事項に係る」に、「教育総務課長」を「教育管理課長」に改める。

第二十九条第二項中「教育総務課長」を「教育管理課長」に改める。

第三十一条第一項第二号中「岐阜県立学校にあつては学校長の指定する者。以下この章において同じ。)(を削り、「番号を付け」を「番号を付け」に改める。

第三十一条の見出し中「により」を「を」に改め、同条第三項中「必要な場合に限り」を削り、「出力し」を「出力した場合は」に改め、「第三十一条の下に」規定の「を加え、「ことがでる」を「ものとする」に改める。

第四十一条第二項中「教育総務課長」を「教育管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年十二月四日から施行する。